

て牛を殺すの謗りを免がれません。従いまして全般的に考えまして、それは八千億円台で賄つて行こう、こういう考えであるのであります。どうしても賄えぬときは増税するかというお話でございしますが、増税はもう私はしない、これはもう絶対に増税どころじゃない、減税をして行くのが私は国民の最も要望しておるところだと考えますので、今御審議願つておるこの減税案は来年度も是非施行する、こういう考えであるのであります。

もいかんと思います。即ちそれは土地
 建物の建築代とか、修理工費とか、或い
 は労務関係費とか通信費、運搬費、旅
 費、こういうような今まで終戦処理
 費で賄つておつた限度で行かなけれ
 ば、月給や食費なんかまでやつたらこ
 れはとても大変なことになるので、
 自分としては向うからそういう要求も
 まだございせんが、あつたつて給料
 や食費まで出すようになつては大変
 だ、そういうことは自分は想像してお
 りません。じゃどうだ、こういうこと

○菊川孝夫君 私この八千億のうち

で、何といつても一番心配になるのは防衛分担金だと思つてあります。が、大蔵大臣がどのくらいかかるという今のところ予想をしておられますか、その点についてのお見込を、大蔵大臣個人の資格でもよろしくごさいますが、このくらいあつたら収まるだろう、そうすると八千億の中からこれ

でも出せとは言われぬだろうと臆縮していると申しますと、希望の考えを保持していると批評されますが、とにかく終戦処理費の負担以上にはならないのではないかと、即ち千億以下という質問がございましたが、千億以下でとどめてもらわなければならんのではないかと思っております。

だけで収まるということで私たちも安

心できるということでございますが、その点一つお見込を教えて頂きたい。○國務大臣(池田勲人君) これは今お話になりましたが、防衛分損金でも私は米軍の食費とか月給とか被服費、こういうものを今までも出しておりませんし、今後においてもそういうものを

は違いますが、角度が違いますが、これは本当か嘘かわかりませんが、この間日経に大臣の談だか何かの形で出ておりましたが、二十四年度以降の見返資金として積立てた分だけの九億何千万ドルかを債務として支拂うのだ、こういう御構想を持つておられるように

要求されることはないと思います。若

し米軍の給料、食費、被服費その他を負担するということになりますと、これらも又大変な金額になります。その半分を負担すると申ししても、これは何千億円になりますから、そういう負担は国民としてできません。だから我々の負担いたしますものは、米軍が日本で使われる金の何割、こういうことで抑えてもらなければとて

て、大体マツッカーサー元帥などの今までの声明などから見れば、成るほど講和後に債権として取立てるか、くれるかわからぬ。だが併し今までの政府のいろ／＼の説明や、大体新聞などの報道などを中心にして、大体の国民はあれをもらつたものだと思つてゐるのです。がね。ところがああいふものが出て、非常に関心を高めておりますこと

と、やはりそういう九億何千万ドルということを大臣自身がなさなければならぬものとして考えておられるようなものが、まだ要求のないうちに出ることはどうもおかしくないか、こういうふうな感じもいたしますので、これはやはり予算などに非常な関係もあることだと思えますから、あの記事が本当なのか嘘なのかということをお聞きして、若し本当だと思いましたら、どういうお考えでああいう構想を練られたか、今一度よく聞かして頂きたいと思います。

いたしまして三千億円足らずあるわけ
であります。これは私が大臣になつて
からどこへ使つたかということは
はつきりいたしております。こういう
金はということ私は言つておりまする
が、その八億六千万ドル返すとか或い
は十九億返すとか、どういう方法で返
すというふうなことはまだきめており
ません。ただ十九億ドルは債務として
心得ておる、こういうことで進んでお
るのであります。アメリカが十九億ド
ルの債権の日本に対する請求権を放棄
するかしないかということは別問題

であります。
○國務大臣(池田勇人君) これはあなたが大膽なことを考へたから持つて来てあれしっているので債務と心得ておる、これも当然なことだと思います。お聞きになるから答えるのです。援助資金として来ているからこれは一応債務と心得る、併し債務を放棄するが放棄しないかは向うさんのことであります。請求権があることは確かなんです。拂い方その他の方法についてはこれは又講和條約成立後向うとの話し合ひできめる、八億六千万ドル拂う

○國務大臣(池田勇人君) 対日援助資金が債務であるかどうかという問題につきましては、私は大蔵大臣に就任しましてから、常に債務と心得ています。こう申しているのであります。これはもう何十回この前の国会でも、そ

で、向うで考えるべきものだろうと思います。我々もらつたものとは心得ておりません。一応借りた、これは返すべきものだと考えております。ドイツに対する債権はアメリカは請求権を主張しております。

がその他は拂わん、こういうことは言つておりません。

○清澤俊英君　日経には大体の構想が二十四年度以降の見返資金特別会計積立の分が九億何千万ドルでありますか、になつてゐるからこれを債務とす

の前の国会でも申上げているのであります。三年前に、マツカースー元帥も、これは日本の債務と言っておられます。で私はもう二年來債務と心得ている、而うしてその金額は二十億ドル足らずでございます。正確には十九億

○清澤俊英君　どうもちよつと工合が悪いと思うのですが、成るほど大臣は前国会あたりからこれは債権としての御説明はあつたのですが、その前にマツカーサー元帥の声明は債権になるかならないかは、講和後こちらがきめ

て償還するようなふうを考えている、
 こういうふうに新聞に出ておりまし
 たか。

○国務大臣（池田勇人君） 私はそうい
 うことは喋つたことも何もございませ
 ん。

ドルと言っておりますが、十九億ドル

ばかりでございます。この十九億ドルの金をそれじやどうやつたかと申しますと、昭和二十四年度までは、輸入補給金とか輸出補給金とかいうものにどれだけどこに使つたということはわからずに過ごして参りました。昭和二十四年度から私は見返資金特別会計とい

思うのです。くれるか、くれないかまだ向うがきめないうちに、債権だからこれぐらいのものを二十四年度から見返資金特別会計として見積つた分を出すのだ、何かの掛引はあるかも知れませんが、こう言われることはちよつとおかしくないか。むしろ講和後くれるか

○菊川孝夫君　それで増税はしない、むしろ減税の方向へ進みたいということとは大蔵大臣の方針がはつきりいたしました、さてそういたしますと、講和関係諸経費が殖えて来る。而も国内的な経費もどうしても圧縮できないということになりますと、勢いそれでは

うものを置きまして、アメリカから小

麦とか綿花が来れば、それを日本の国内で売る、その売った代金を見返資金が援助資金の十九億ドルの中で八億六、七千万ドルあります。邦貨に換算

れば、イタリアのごとくもらうような方法を考えたほうが却つていいのじやないかとも考えられる。まだ決定しないうちに、そうおれは心得ているといふとおかしい話ではないかと思うの

それとも均衡財政は来年も飽くまで堅持して行く、こういうお考えですか、この点伺いたい。

○国務大臣(池田勇人君) 赤字公債は絶対に出しません。これはインフレの

一番の要因でありますので、赤字公債は絶対に出しません。ただ電力開発その他長期資金が必要でありますので、政府は今貯蓄債券というふうなものを出して、これは日本銀行の引受けでなく、一般のかたから応募して頂きまして、これを長期産業資金のほうへ向けたい、殊に電力のほうに向けたいという計画はいたしております。赤字公債を発行して、これを一般会計の歳出に向けるというようなことはこゝ一、二年は絶対にすべきでないと思ひます。

ざいまして、日米経済協力並びに朝鮮の復興、東南アジアの開発ということを考えますならば、そうお話のように恐慌が来るとか何とかいうふうなことではないと思います。私は、勿論樂觀や安心はできませんが、できるだけ一つ物価の安定を図り、国際市場と競争ができる経済に持つて行つて、そうしてどうしても輸出をして食糧その他を輸入せねばならぬのでございますから、できるだけ国際貿易が十分伸びて行くような方向に持つて行かなければならぬと思います。

○菊川孝夫君 次に法人税の改正についてであります、まあ法人の利益増は、何と言つてもそれは日本の経済の

○菊川孝夫君 次に法人税法の一部改正に当りまして、法人におきましても金融が非常に困難であるといふところ

復興といふことも一つの要因ではあり
まじようけれども、一番大きな要因は
朝鮮動乱だと思ふのでありますが、特
需と言われるように……。ところが朝
鮮動乱もどうやら解決の曙光が見えて
来た、そういたしますと、この影響
を受けまして、むしろ経済の、底の浅
いと言われている日本の経済に、恐ろ
的な症状が来年度は現われて来るの
ではないかといふことを最も恐れるわけ
でありますけれども、この点について
大蔵大臣見通しはどう考えておられ
まか。

から、三カ月以内半額は猶予をする規定も設けられるわけですが、金融について是非常に法人が、法人と言わず全般的にまあ困つておるわけでありませんが、特に大きな企業でさえ、この金融はつかないということ言われれておるわけであります。そうなつて来ますと、今年の年末の金融が一番心配になつて来ると思うのでありますが、今のような状態におきまして、この金融難に付け込みまして、市中には闇金融業者が跋扈しておるわけでありますが、そういったしますと、この年

○國務大臣(池田勇人君) 朝鮮動亂が終熄する見通しがついて来たように新聞紙上存じておりますが、たとえ休戦になりましたとしても私は朝鮮の復興その他で相当なやはり特需があるのじやないか、又アメリカの軍備擴張も今までのように急テンボじやないかも知れませんが、或る程度の軍備はやはりやつて行くと思います。又東南アジア開港に参加する希望も相当持てるので、

末の金融の対策という問題と、一つはこの闇金融の撲滅、これは闇金融は封建的な社会における私は存在だと思ひまして、こういう民主化された社会におきましては飽くまでも公共の企業でないいわゆる銀行、市中銀行を利用してやつて行くといふことの原則はしつかりしなければならぬと思うのですが、一体この闇金融、跋扈の原因が、政府の無理な金融引締の策によつておると

どが一つと、銀行の業者に対して臨む態度が民主化されていないために、銀行を一〇〇%に利用できない、こういう欠陥があつて、どちらかと申しますると、政府の金融政策の一つの失敗がこういう面に現われて来ておるとも言ひ得ると思うのでありますが、そこでお尋ねいたしたいのは、年末金融の通しと、年末に一体日銀の発券高はどのくらいになる見込であるかどうかという点が第一、それから關金融の撲滅策について一つ大蔵大臣がどういうふうな処置をお考えになつてゐるかどうか、これをこのままの状態に放置しておくつもりであるかどうか、この点についてお伺ひいたしたい。

が三割増くらいに言われております。只今四千百億圓余りでございます。が、私は二十日のピークはやはり五千億を越える。五千一、二百億圓になるのじやないか。それから三十一日くらいから縮小し、回收になりまして、来年の三月末がやはり四千五百億圓になるのじやないかというぐらゐの見込を待つております。

次にこの關金融の点、お話のように我々が常に心を碎いておるのであります。が、何と申しまして資金量が足りません。それではどうして足りないか、日銀の買出は今二千三百億圓ばかり、二千四百億圓ばかりであります。昨年の今頃の倍になつております。千

が商品なんかで換価がむずかしいといふときには、三カ月、四カ月というふうなことは、金を事実見せなくても、信用を續けて行つたらどうかと思ふのであります。銀行へ一旦金を見せなきやその次貸さぬというような制度なんか閻金融に乗じられる一つの原因ではないかと思ひます。いづれにいたしましても事業分量が殖えて来ておりますが、それほど資本の蓄積がない、こういうところから来るものと考えます。

○菊川孝夫君 次に地方税法との関連をどうしても税金の問題について考えなければならぬと思ふのであります。特に地方自治体におきまして、大きな所は何とかまあできるといたしま

○國務大臣(池田勇人君) 年末金勘對策といたしまして、毎年のことでございしますが、円滑に越年できるようにあらゆる施策を講じて行く考えでおります。今回の法人税の改正にいたしましたも、大体九月期の決算で十二月の二日くらいは、二日の日に三百億圓くらいい法人税が入ることになるのであります。これも半分のとときは、二カ月延ばして行くということになりまれば、少くとも九月期の決算につき、決算の回数は百五十億圓ばかりは金繰りがつくわけであります。中小企業のほうに對し

二億圓ばかり出ておる……。それに持つて行つて輸入金融としての信用供与が千三百億、大目日銀の信用供与は三千七、八百億圓の状態になつております。で世間ではオーバー・ローンと、こゝ言つて、銀行が預金以上に買出をしておる、これでもなほ足りない、金詰りというので、闇金融が、跋扈しておるというお話でございます。私も闇金融が相当あるということは知つております。これは原因がやはりその事業分量の増大につれまして、金がそれだけのけづれないということが第一のあれだつた、と云ふ、闇金融の真

しても、地方の中小都市へ参りますると、今もう財政難で、にっちもさっちも行かないというような状態になつておるわけでありますが、そこでまあ平衡交付金の問題がやかましい課題になつて来ておるわけでございますが、この地方税の改革という点について、もと根本的に一つ今の地方税の、而も地方税と国税との配分が少し無理があるのではないかと思われる節もないではないかと思うのでありますが、政府のほうではこれは来年度においてお考えになる余地はあるか、お考えになつておるかどうか。これはこのままの

ては予算の審議が、議決すれば国民金融公庫とか、或いは農林漁業とかいろいろなる財政上の措置が早速にとられることになりまして、例年よりは心配する要素もありますが、何とか私は切り抜け得る、又切り抜けなきやならんと考へて、いろいろの施策を、日銀を中心とし、銀行家の意見も聞き、善処する考へでおるのであります。で年末の金融が、通貨の発行が大体九月末の分

と思ひます。もう一ツは、陸金庫の如く
えますのは、今銀行の貸出が二カ月で
か、まあ通常二、三切つて一且銀行に納
カ月で切る。で、切つて一且銀行に納
めてそうして又貸してやる、こういう
ことになつております。その切替えの
ときに相当な金融が行われるのじやない
いか。で私は銀行のほうにつきまして
も、とにかく一且金を貸して二カ月で
すぐ返る場合もありましようが、それ

状態で暫らやつて行くつもりで、そしてこれを平衡交付金によつて措置して行く、こういうお考えでありますか、一つお伺いしたいと思います。

○国務大臣(池田勇人君) 地方税のほうにつきましては、今地方自治庁を中心として相当大幅の改定をやられるようにございます。減税ということではなしに、財源の配分の仕方、或いは課税

して行く場合においては調査の仕方等につきまして検討を加えておられるようであります。私はやはり地方税につきましても、今の状態から言つて相当の大幅の改正をする必要があるのではないかという考えを私個人としても持つております。

○田村文吉君 関連してお伺いします。大蔵大臣も御承知のように、戦争前に比べて所得税が今日千七百倍の非常な高額になっていること、だから税はもうこれ以上殖やさぬようにするという御方針は非常に結構だと思えます。早くこれを減らして頂くように進んで頂きたい、こう考えるのであります。一方さつき菊川委員からの御質問が、

問にございましたように、今度の議和会議後においてはかなりいろいろの方面に費用が要するという、そういうものを賄わなければならない、こういうことになりまして、單に地方税だけでなしに、一般の国税につきましても何か改革をせねばならないとお考えをお持ちになつていらつしやいますかどうか、第一にそれをお伺いして、第二の質問をしたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) 国税のほうでは先ほど申し上げましたように、これ以上の増税はいたさないつもりであります。今御審議を願つてゐるのを来年度も續けて参りまして、總体で八百億程度の減税をいたしたい。それから国税の機構その他税制について考へてはいないかというお話でございますが、私は理窟抜きで、もつと簡単なものにしたといふ、こゝういふ氣持であります。例えば今回所得税につきましては、退職所得に對しまする大幅な減税をしたのであります。これは理論

的に言えば、改正前のほうが理論的かも知れませんが、併し実際的には私権退職所得のようなものは、勤勞意欲の向上から申しましても、今までのままはきつ過ぎるので、今回のような改正をしたのであります。この気持ちを以てまして、例えば変動所得と申しまする

か、いわゆる一時所得、こういうようなものにつきましては、私は相当の減税をして行かなければいかんだろう。又相税額なんかにつきましても、今の税法はかなりきつ過ぎるのじやないか、こういうふうな点は是正して行きたいと思ひます。それもとにかく減税という意味で是正して行く、こういう考えで進んでおるのであります。

○田村文吉君　そのような場合に、譲和ができたために、いわゆる譲和関係の費用がたくさん要するという場合には、各国にもいろいろの例があるようでありますが、間接税をもう少し殖やすというふうなことにについてのお考えはありますか。つまり現在の直接税というものが非常に高額に、高率になつてゐるということをお認めになつてゐるわけでありますが、税の転換を、

もう少し間接税を殖やすというような
お考えはありませんか。

○國務大臣(池田勇人君) 私は間接税
は、大衆課税でありますので、只今のこ
ころ増税するという気持はございません
ん。たばこにつきましても、実はもつ
と下げたい。酒なんかにつきましても、
実は米代、原料代、運送費、或いは
燃料が上りました分を思えば、減税を
したいという考えを持っているのであ
りますが、併し来年酒も下げるという
ほどのことはできませんまい。従いまし
て所得税等の減税をして、片方を減税

せずにバランスをとつて行く方法、それからお酒なんかも実はもつと量を殖やして行く。量を殖やして、そうして収入を確保するといふ、こういう方法で行くべきじゃないかと思ひますので、やはり消費税的なものは大衆課税でありますので、物価にも相当影響して

ますのでできるだけ上げないという方針を以て行きたいと思ひます。砂糖の消費税につきましては、これは例外でございまして、今年度九月から、いわゆる共同入札をやつておつた分を、来年度からは砂糖消費税のほうに一般に織込みまして、砂糖消費税は少し上げたいと、こういう考えであります。

○田村文吉君　今の大家課税になるも

のは上げるという意味ではありませんが、かなり奢侈品とか、奢侈税というような性質を帯びたものがあつて、これを国の財源としてやるような場合に、一種の目的税といたしまして、ときに徴税するということとは他国にたくさん例があるようでありますので、私はそういう点で考えがあるかないかということを伺つたのであります。すが、別にお考えがなければその点は

その問題といたしまして、簡単に……。○國務大臣(池田勇人君)　そういう議論があるのであります。例えば高級織物の課税とか、或いは物品税につきましても、奢侈品的なものにやつたらどうか、高率課税したらどうかという議論がありますが、これは蔵入の点から申しますと、余り考しくない。政治的の考え方ならば私は将来考えてもいいのじやないかと思いますが、収入面から申しますと余り大して期待できないものであります。併し織物消費税についても、全体について一割とか一割五

分ということになりますと、相当収入がありましようが、今職物全体に課税するとしようなことは、やはり物価の減その他の点からいつて遠慮すべきじやないかというような氣持を持つておきます。

○田村文吉君　もう一つ同いたいで

すが、今の国の歳入歳出に比べて、現在日本の負つておる債務というものは、或いは国内の国債というものは非常に少くなつておる。これは大要結構なことであつたと思うのでありますが、地方では、地方税としては税が足りないから、結局一面においては地方債をやつて、現在四百億でありますか、やつておるといふことで、これは大蔵大臣

としての私はお考えを伺いたいのではありませんが、国だけが借金をしてはならないので、地方になればこれは借金してもいいのだというふうにお考えになつておるのでありますか。私はこの点は国であろうが、地方であろうが、若しその趣旨を一貫するならば同様じゃないかということを考えるのであります。無論地方債の発行の枠については相当の規則が行われてはおりますが、

一方國税においては絶対に赤字公債を發行しないと言ひながら、地方ではどんなにこれは地方債を發行されておるわけなんです。そこに現在の日本の税制の上において、根本的に考え直して見なければならん点があるのじやないか、こういうふうに考えておりますので、この問題は先の菊川委員のお尋ねにございました地方税の改正問題と同時に考えるべきもので、根本的に大蔵大臣はどうお考えになつておられますか。

國務大臣(池田勇人君) 地方債も借

金はいたしておりますが、資金運用部という一つの国民から吸い上げた分を地方に使わすというので、財政的には何と申しますか、赤字というか、財政金融的には赤字財政的ではなくなつておるのであります。国で借金しない

ございますが、地方にはいろいろの種類がございまして、借金をせずにやつておる所もございします。又借金しなければ凌げぬ所もございします。併し借金の限度も国民貯蓄の限度内にとどめておるような次第であります。私は地方のほうも地方債を出さずに済むようにしたいという気持は持つておりますが、これは一萬なんまの所でござ

います。府県にしましても財政状況が非常に違つておりますので、地方債というものをなくするわけには参りませんが、できるだけこれは少くして既定のあれでやつて行くのが本当だと思ひます。

○田村文吉君 関連質問は私はこれで終ります。

○菊川孝夫君 最後に私はこれで終りたいと思ひますが、税金といふのは可

と言つてもこれは公平なる負担がなされるものが一つ、これは一番大原則だと思ふ。私はそう思うのであります。が、次にはでき得る限り低いほうがいい。それからなるべく税の体系というのは簡単なほうが、私は先ず簡單で誰でもわかるようなものでなければならぬ。こういう角度から根本的にやばり税制改革というものを一つ考える必要はあるのじやないか。戦争中から引続きそのまま残つてゐるような税金もまだございますし、むしろ戦争の結果新たにできたところの税金のごときは、

この際一応新しい体系に変えるといふ必要は私はあると思うのであります。そういふ点から根本的な税制改革を一つやるべき時期に來たと、かように考へるわけでありまして、大蔵省においてすでにこの点から準備をされ、明年度或いは次の通常国会等に提案される用意があるかどうかという点一つお伺いしたいと思ひます。

それから第二には、そういう私が申し上げましたような、私の幼稚な税の知識でございまして、公平なる負担という点から考へまして、少くとも今社用族の横行だといふようなことが盛んに言われておる状態から考へまして、而も異常なる法人の収益の上昇並びに配当率の引上げ、或いは配当の復活等から考へまして、まだもう少し法人には税負担の余力があるのじやないか。なぜそう申しますかと言ひますと、成るほど率におきましては、これはいいことではございせんが、捕撈率において私はどうしてもまだ／＼余裕はあつて、合法的に逃れる途が、企業が大きいなり、複雑になればなるほどそういふ余地があります。源泉徴収をせられるところの給与所得におきましては、もうその余地が全然ございせん。すべてやられてしまふ。こういうところからどうも今の税負担の公平という原則が守られておらないと、こういうふうには考へます。その点から申しましたも、まだ／＼余地があるように私は考へるのですが、大蔵大臣はこの点どう考へになつてゐるか、これが一点、次にはこういう方針に従ひまして税制改革をやられるとしても、私はここで最後にしつかりと念を押しておきたいのは、これ以上増税ということ

はない、そしてむしろ減税の方向を辿るといふのが大蔵大臣の方針である、こういうふうには了解してよいかどうか、この点を一つお伺いしたい。

○國務大臣(池田勇人君) 第一点の租税は公平でなければならぬ、低いのが望ましく、簡素でありたいと、全く同感でございまして。ただこの公平の面を貫かせることと／＼税制そのものが複雑になる、それで私はお叱りを受けたかも知れませんが、徒らに公平理論に拘われずと、こういう言葉を財政演説にこの間使つたのであります。が、やはり国民経済原則と申しまするか、公平といふことが第一でございまして、やはり経済の発展に役立つような施策は講じて行かなくてはなりません。そういう点も私は加へて行きたいという念願を持つておるのであります。が、お話の公平であり、簡素であるといふことは、全く同感でございまして。将来税制改正案につきましても、そういうふうな点で考へて行きたい。ただ根本的な改正はどうかと申しますと、もう大体各国も日本と同じようなもので、我々にも二十年來ずっとやつて来ておりますがなか／＼うまく行かないのですね。根本的には今の程度で、あとは補正と申しますか、そのときそのときの様子によつて直して行く程度で、根本的な改正を課税に加へようという気持は只今のところございせん。

第三番目の減税の方針は私はたびたび申し上げておりますように、相当の国費は嵩ましたとしても、これは国民経済の発展によつて賄つて行く、特別に税率の引上げとかいふようなことは只今のところ考へておりません。

○菊川孝夫君 資本蓄積の要請に關するやうな方向をとつておる場合には、誠に一應望ましく思ふのですが、それをちよつと逸脱するやうな経費の使ひ方をしてゐるのに対して、私は國家として考慮の余地があると思ふ。今盛んにそれが問題になつてゐるので、全部資本の蓄積のほうへ向けられてゐるというのならばいいけれども、そうじやなしに資本のむしむる蓄積じやなしに消費のほうへ振向けられてインフレの助長のほうに拍車をかけてゐる、この面について私は課税の余地があるのじやないかと、こういうふうには申し上げたわけでありまして、次に、一番最後にもう一遍お伺ひいたしておきたいと思ひます。これは、國の財政によつて援助を受けておる向きに対しては、特別のやはりそれによつて利益を受けてゐる分については、私は或る程度の税金負担

きまして所得の關係等から考へて引上げるというやうな場合が万が一あつたりいたしまして、私は中小企業、中小法人につきましては今はこの程度で我慢願ひたいと思ひますが、將來は或る程度差をつけなきやならんかと思ひます。で、余地の問題は、これは法人税につきましては、各國の法人負担の点から考へますと、まだ余地はあります。が、日本には資本蓄積という特別の使命がございまして、各國並みには行かぬのじやないか。こういうふうには考へております。

第三番目の減税の方針は私はたびたび申し上げておりますように、相當の國費は嵩ましたとしても、これは國民經濟の發展によつて賄つて行く、特別に税率の引上げとかいふやうなことは只今のところ考へておりません。

○國務大臣(池田勇人君) 今の社用族とか何とかいふ問題は、この前も菊川君と質疑應答いたしましたのであります。が、お話の点私は尤もと思ひますが、なか／＼むずかしいのでございまして。研究は今後して行きたいと思ひます。次に政府の保護を受けてゐる、政府の出資してゐる、まあ開發銀行で申しますれば開發銀行は政府全額出資でございまして。總裁以下公務員ではございせんけれども、政府が任命し監督いたしておられます。これには税金も課税しておられます。それで全額出資で入つたものはみんな政府のもの、この考へていいのであります。而して開發銀行が今度貸した貸出先も開發銀行から借りておるのだから特別の保護を受けてゐることも言われまふまい。そこで開發銀行の貸し方でもございまして、開發銀行はその設立の使命に鑑みまして金融をするのであります。それで、例えば見返から一般の会社に貸しており

ますが、これなんか見返は七分五厘、一般の所から借りると一割一分ぐらゐになる。そうすると差額の三分五厘ほどは特別の利益になつてゐるのだからそれを取上げるといふ議論もありまして、これは見返資金はこういう方面に使うといふので出しているのではありません。これは國家の要請によつて必要な方面へ還貸して貸す、こういうことで、若しそれを貸した場合に特別の利益を取るといふのでは見返資金、開發銀行設立の使命がなくなつてしまふから、今特に金利の差額について特別に取るということをするのならば、見返や開發銀行の貸付の金利を高くすればいいのであつて、金利の差額を特別に政府で取るというやうなことは今のところ考へておりません。

○菊川孝夫君 その点についてであります。が、將來その見返資金なり、或いは開發銀行なりから融資を受けたら、今非常に資金を必要としたしてその融資を受けて、そのことによつて、將來二年なり三年先に、まあ受けた融資が本当にもとなりまして、原因となつて、そうして將來その事業が發展するといふ余地が私は考へられると思ふのであります。今苦しいときには御恩報じするといふことは、これは當然のことだと私は思ふのであります。が、そういうところを考慮してゐるかといふことを申し上げるのであります。今必要だからその金を貸して今吸上げてしまふといふのじやなくて、これは將來の問題として相當考慮しなければならぬ。これは古い話であります。が、例えば三義にしろ三井にしろ、ああいうふうには發展するにはこれは國家の大きな

庇護を受けたということは事実であります。そのためにあまのうらに巨大な資本ができて、築き上げられて行つたということになるが、その後何ら御恩報じということが考慮されておられない。こういう逼迫したときでございませうから、そういう特殊な保護を受けた面に対して、将来二年なり三年なり先においてその業績等を勘案して、それを考慮する余地があると思ふのであります。その点については如何ですか。

○國務大臣(池田勇人君) 政府の金を借りて事業を起してどん／＼発展してくればこれは税金がたぐさん入るのでございまして、これだけ受けたのだからその恩に相当するものを特別の計算をして納めるということはなか／＼困難ではないかと思ひます。事業が発展すればそれだけ国の経済を發展興隆させる。そうしてその分に應じて税金を納めてもらう。こういうことに相成ると考えます。

○田村文吉君 最後に一つ伺つておきたいのですが、丁度私は菊川さんと少し反対の所見を持つて居るのであります。大蔵大臣にちよつとお伺ひしておきたいのですが、今お話のように各国との税率等を考へて日本の法人税は必ずしも高いものではないという、というお話がありました。御承知の通り各国は日本のようにこんな大きなインフレーションになつておられないのであります。それで貨幣価値の変動等のために今は一億円とか十億円とかという大きな会社になつておりますが、昔にいたしますと、一億円の会社は僅かに三十万円ぐらいの会社でしかないので。そうして高率の配当をして居ると

いうことを言われますが、今仮に五割の配当をする会社があつたといつたしましても、年に二十五円の配当でございませうから、光が一つ買えないといふような配当であります。戦争前における一割の配当でありまして、バット・バット・バットという少し高級の、今の光に該当するようなたばこが五十箱も買えた、こういうようなわけでありませうので、非常に貨幣価値が變つて来ているところからかういふいろいろな矛盾が起つて来ております。同時に、設備にいたしますと、年末資金に非常に困難して来ている状況は、單なる増設があるために資金が困難して居るのじやなくて、物価がどん／＼上る、上るために資金といふものが昨年の二倍なり三倍なりといふものと、資金が間に合わないといふようなことが、今日の資金の梗概して居る大きな原因になつて居ると思ふのであります。でありますから、私は大蔵大臣が各国に比較して、法人税だけは必ずしも高くないとおつしやるのは、單なる数字の上からおつしやるなら、それは私は納得するのであります。實質的に日本のように殆んどあらゆる資産といふものの三分の二ぐらいは消滅して、残りのものに、而もその貨幣価値が下つたもので、課する税率としては非常に高いものになつて居るのじやないかと、こう思ひますので、この点は少し菊川さんのお考えとは違ふのであります。大蔵大臣としてはそういう点をお認めになつておりますかどうか、これをちよつとお伺ひいたしたいのであります。

○國務大臣(池田勇人君) 私は菊川さんの高率配当云々ということにつきましては御返事いたさなかつたのであります。高率かどうかといふことは資本の是正もできておりませうので、一概には言えないと思ひます。それは二、三年前に比べれば高率の分もございませうが、これが絶対的に高率か否かといふことにつきましてはお返事を差控えたような状態でありませう。田村さんのおつしやいます法人の税率の問題でございませうが、これはもうアメリカでも四八%取つておりますし、今回少し上げたでしよう、五二%……普通の所得ですね、これに超過利益がございませうので六七、八になると思ひます。日本は四二%フラットでございませうので、まあ私は法人の税率としたら各国に比べて安いじやないか、ドイツでも多分五〇%ぐらい取つて居ると思ひます。大体貨幣価値が下つたから税率も低くしなければならぬといふことは、即時には来ないのじやないかといふ考えを持つております。表面に現れた税率からいふと日本は低くなつて居ると私は言ひ得ると思ふのであります。

○森八三三君 経済の自立を完成いたしましたることにつきましては必要であるといふことは今更申上げるまでもないこととあります。特にいよ／＼平和條約の発効を控へましてこのことを急遽に完成して行かなければならぬといふことにつきましては、しば／＼大臣も要請されて居る点でありまして、同感であります。そのために置かれて居る国情から考へますと、特に農業生産の飛躍的な進展を図るということが非常に大切じやないかと、こう思ふのであります。それに関連いたしましてお伺ひいたすのであります。先日

田村委員の物価政策に関する質問に對しまして大臣の御答弁は、米麦のような主食は非常に国民全般の生活にも関係のある重要な関係に置かれて居るの、これらの物価についてはFOB価格を中心として国内価格を規制して行きたい、その他の物資については價格を自由に考へたい、こういうお話であつたように拝聴いたしたのであります。が、現状におきまして、農業生産は、價格関係におきまして再生産が非常に困難である。シェーレのために非常に困難しているという段階でありませうことは大臣もすでに十分御承知のところであると思ふのであります。ところが今私の理解いたしておりますような方向に今後の物価政策が持つて行かれるといふことになつて、その食糧の違ひはます／＼大きくなつて来るのじやないか。そこでお話になるようなことも国民生活の観点から非常に重要とは思ひますが、その食糧の違ひをどういふ方法で調整をして行くかといふことが考へられなければならぬと思ふのでございませうが、当局といたしましてそういう点についてどういふ施策を具體的に考へて居るのか。今申上げましたような價格政策が推進されるとするならばその補正対策はどうあるべきかといふ点について先ず最初にお伺ひいたしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) 私は米麦と主食はFOBによらなければならぬといふあれじやないのでございませう。ただ原則としてこういう国民生活に非常に関係の深いものにつきましてはまあ理想としてはFOB價格によるべきじやないか。併し實際問題といたしまして今はFOBにもよつていないといふ

状態であるのであります。勿論小麦につきましては小麦協定の分と一般の分とは違ひますが、小麦協定の分よりは今日日本はFOBに比しまするとちよつと上目じやないかと思つております。CIFにいたしますと下目になつております。一般の小麦協定以外の小麦に比べましたら非常に低くなつておるのであります。で私は少くとも、FOB、それから又状況によりましてCIF價格に近寄らせる、或いは間をとるか、それはそのとき／＼の經濟の状況によつてきめるべきだと考へておりますが、強いて言うならば理想論としてはそういうふうなことになるのじやないかと考へております。それから八三三君、その場合の対策でございませうが、シェーレの関係……

○國務大臣(池田勇人君) 私は今後の米麦におきましては、どうしても再生産の向くような米麥價格にしなければならぬ。今のようなバリエイタどどうしても生産意欲が落ちるのじやないか。だからバリエイタをどう変えるかといふことになりませうと、これは私はやはり自由市場に持つて行くのが理想じやないか、これがやつぱり生産意欲を起すゆゑんじやないか、こういうふうな氣持を持つて居るのであります。而して消費者のことも考へなければならぬので、私は今のところ統制しておきます關係上、輸入補助金その他を相當出して消費者のことも考へて行かなければならぬといふ方針をとつておるのであります。

○森八三三君 そこで具體的に伺ひいたしたいのでございませうが、昭和二十六年年度の当初予算編成の際に一處米

価が基礎になつて諸般の計算が行なわれ、食糧特別会計の關係の説明の際にも明確にされておつたのであります。が、二十六年産米価は六千三百六円といふ想定米価を基礎にしておられたのであります。その六千三百六円といふ想定米価は基準年度の基礎米価に對して今年の九月末の農産パリティ指数の予定を一九五と想定をいたしまして計算をし、それに申上げますような飛躍的な農産生産の増進を図りますことが置かれておる國情からいたしまして非常に大膽であり、ただ單にパリティ計算のみでは再生産を償ひ得るような價格にはならぬといふようなところから一割五分の特別加算額といふものを附加する、それに包裝費等を加えたものが六千三百六円であるといふ明確な御説明があつたのであります。一九五といふパリティ想定指数は、これは實際の実績によつて計算をされるわけであるのであります、それが固定したのではないのでございまして、私も昭和二十六年度予算編成の際に當つて政府のとられた構想と申しまするか、説明について一応の了解を得ておつたのであります。それは基本米価に実績のパリティ指数を掛けましたものと、それに一割五分の特別加算額を加えることが日本農業の生産を確保して行くために置かれておる經濟情勢から考へまして必要であるといふその一点であるのであります。これが最近の説明では七千三百円といふことでありまして、九月末の農産パリティ指数二四・四といふものから計算をいたしますと、七千三百円では收まらないといふ計算がでる上るのであります。

が、一割五分といふと特別加算額を加へることは、農業生産の増進を図つて参りますためにパリティ計算だけでは不足を考へるから考慮をしたものであるといふその考慮が失われておる結果になつておるに思ひますが、さうに相成りまして農業生産の増進は確保し得るということになるのかどうか。私も非常に心配をしておるのあります。特にこれは二十七年予算編成に際しまして非常に重要な關係を持つて来ると思ひますのでその辺を一つお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通り昨年予算編成をいたしますときにはパリティを一九五にいたしておりました。この一割五分の加算はこれは當時の森農林大臣と、私と、安本長官と話をいたしまして、実は變なことを言うようございしますが、私から言ひ出したのであります。なぜさういふ考えを持つたかと言ひますと、パリティ指数と一般の卸売物価指数とを並べて見ますとパリティ指数が卸売物価指数より低かつたのであります。上り方……それで私はパリティ指数でやつて、パリティ指数の動きが卸売物価指数より下廻つておつては農家はそれではお氣の毒じやないか、パリティが一応高いにしても一般の物価指数、卸売物価指数が上つたらこれに過ぎ付けて行くのが本當じやないかといふことで一割五分の加算をやつたわけなんです。そこで本年の狀態から申しますると、一般の卸売物価指数よりパリティ指数のほうが上になつて参りまして逆になつて来た。私の議論を以てすれば今度は引かなければならぬといふ議論も出て来るのであります。これは關係方面等でも大蔵大臣は變説したのかといふように言はれますが、そこで私はまあパリティ指数が卸売物価指数よりも今度上廻ることになつたから低くするのが理窟ですけれども、そう去年も一割五分加算しておるのをやめるわけに行かぬといふので、只今のうちに五割加算といふことになつたのであります。で私はパリティ指数によつてやるという一應の原則は認めますが、これはやはりほかの物価指数との調整も或る程度の政治的に考へなければならぬといふことで昨年もやり、今年は逆になつたのですが、まあ或る程度の加算は必要だといふので五割といふことにいたしておるのであります。然るところお話の通りに九月末パリティが二四・四八と、こゝなつて参りますと、五割の加算といふことになりまして、七千円を割るのじやないかといふ議論があります。私もどうもいたしませんが一應想定したのであるからあつた七千三百円で行きたいといふ氣持を持つておるわけでありまして。

○森八三三君 その次にお伺ひしたいことは、さういふような観点からいたしまして更に農業生産の増進を図つて参りますのに、現行の相統稅の制度におきましては非常に土地が細分化されて行つて、農業の生産を維持増進して行くにはふさわしくないやうな情勢に達してしまつて行くことが非常に強く考へられるのであります。先刻菊川委員の質問に際しまして、税金全体に對しましていろいろと簡素化するとか、或いは地方税等につきましても相当大幅に、根本的な修正、調整を考へて行きたいといふお話があつたのであります。

これをどうするかといふ問題は非常に重要な問題であるが、大臣の御所見はどうかといふお伺ひに關しまして、大臣は税の軽減を取扱うといふ場合に、その問題は世界各國の政治家が悩んでゐる非常に重要な問題だ、非常に困つた問題であるといふお話でありまして、具體的に特にさういふ対策があるといふ御説明はなかつたのであります。ただ社会政策的なことを考へて行くといふやうなお話であつたのであります。特に私は今御質問申上げておられます農業生産といふことに關連をいたしまして、主として中小農家が構成をし組織をいたしております農業協同組合の問題でございしますが、この前の国会におきまして、一般法人と農業協同組合のやうな特殊法人との税は区分すべきではないかといふ質問に對しまして、大臣も本質的に考へる問題であると思つたので、この次の機会には十分考慮をしたいといふことであつた。今回の改正に際しまして一般法人が二〇%以上するのに對して、協同組合等特殊法人は三五に据置くといふことで一応の差はついたものであります。そこで私は非常に各國の政治家が困つてゐるといふ問題の解決の一助にもならぬ極めて小さい問題ではあると思ひます。伺いますと全徵稅額で四億程度といふことではあります。そのばんには乗つて来ない極めて小さな金額なのでございしますが、救われざる階級を救ふといふことは非常に重要な問題であつて、方法があれば考慮すべきだといふ大臣の御見解から参りますれば、少くとも現在まで課税を受けておらなかつたやうな、極めて零細農家の組織してゐる農業協同組合の

が、一割五分といふと特別加算額を加へることは、農業生産の増進を図つて参りますためにパリティ計算だけでは不足を考へるから考慮をしたものであるといふその考慮が失われておる結果になつておるに思ひますが、さうに相成りまして農業生産の増進は確保し得るということになるのかどうか。私も非常に心配をしておるのあります。特にこれは二十七年予算編成に際しまして非常に重要な關係を持つて来ると思ひますのでその辺を一つお伺ひしたいと思ひます。

○國務大臣(池田勇人君) お話の通り昨年予算編成をいたしますときにはパリティを一九五にいたしておりました。この一割五分の加算はこれは當時の森農林大臣と、私と、安本長官と話をいたしまして、実は變なことを言うようございしますが、私から言ひ出したのであります。なぜさういふ考えを持つたかと言ひますと、パリティ指数と一般の卸売物価指数とを並べて見ますとパリティ指数が卸売物価指数より低かつたのであります。上り方……それで私はパリティ指数でやつて、パリティ指数の動きが卸売物価指数より下廻つておつては農家はそれではお氣の毒じやないか、パリティが一応高いにしても一般の物価指数、卸売物価指数が上つたらこれに過ぎ付けて行くのが本當じやないかといふことで一割五分の加算をやつたわけなんです。そこで本年の狀態から申しますると、一般の卸売物価指数よりパリティ指数のほうが上になつて参りまして逆になつて来た。私の議論を以てすれば今度は引かなければならぬといふ議論も出て来るのであります。これは關係方面等でも大蔵大臣は變説したのかといふように言はれますが、そこで私はまあパリティ指数が卸売物価指数よりも今度上廻ることになつたから低くするのが理窟ですけれども、そう去年も一割五分加算しておるのをやめるわけに行かぬといふので、只今のうちに五割加算といふことになつたのであります。で私はパリティ指数によつてやるという一應の原則は認めますが、これはやはりほかの物価指数との調整も或る程度の政治的に考へなければならぬといふことで昨年もやり、今年は逆になつたのですが、まあ或る程度の加算は必要だといふので五割といふことにいたしておるのであります。然るところお話の通りに九月末パリティが二四・四八と、こゝなつて参りますと、五割の加算といふことになりまして、七千円を割るのじやないかといふ議論があります。私もどうもいたしませんが一應想定したのであるからあつた七千三百円で行きたいといふ氣持を持つておるわけでありまして。

○森八三三君 その次にお伺ひしたいことは、さういふような観点からいたしまして更に農業生産の増進を図つて参りますのに、現行の相統稅の制度におきましては非常に土地が細分化されて行つて、農業の生産を維持増進して行くにはふさわしくないやうな情勢に達してしまつて行くことが非常に強く考へられるのであります。先刻菊川委員の質問に際しまして、税金全体に對しましていろいろと簡素化するとか、或いは地方税等につきましても相当大幅に、根本的な修正、調整を考へて行きたいといふお話があつたのであります。

これをどうするかといふ問題は非常に重要な問題であるが、大臣の御所見はどうかといふお伺ひに關しまして、大臣は税の軽減を取扱うといふ場合に、その問題は世界各國の政治家が悩んでゐる非常に重要な問題だ、非常に困つた問題であるといふお話でありまして、具體的に特にさういふ対策があるといふ御説明はなかつたのであります。ただ社会政策的なことを考へて行くといふやうなお話であつたのであります。特に私は今御質問申上げておられます農業生産といふことに關連をいたしまして、主として中小農家が構成をし組織をいたしております農業協同組合の問題でございしますが、この前の国会におきまして、一般法人と農業協同組合のやうな特殊法人との税は区分すべきではないかといふ質問に對しまして、大臣も本質的に考へる問題であると思つたので、この次の機会には十分考慮をしたいといふことであつた。今回の改正に際しまして一般法人が二〇%以上するのに對して、協同組合等特殊法人は三五に据置くといふことで一応の差はついたものであります。そこで私は非常に各國の政治家が困つてゐるといふ問題の解決の一助にもならぬ極めて小さい問題ではあると思ひます。伺いますと全徵稅額で四億程度といふことではあります。そのばんには乗つて来ない極めて小さな金額なのでございしますが、救われざる階級を救ふといふことは非常に重要な問題であつて、方法があれば考慮すべきだといふ大臣の御見解から参りますれば、少くとも現在まで課税を受けておらなかつたやうな、極めて零細農家の組織してゐる農業協同組合の

これをどうするかといふ問題は非常に重要な問題であるが、大臣の御所見はどうかといふお伺ひに關しまして、大臣は税の軽減を取扱うといふ場合に、その問題は世界各國の政治家が悩んでゐる非常に重要な問題だ、非常に困つた問題であるといふお話でありまして、具體的に特にさういふ対策があるといふ御説明はなかつたのであります。ただ社会政策的なことを考へて行くといふやうなお話であつたのであります。特に私は今御質問申上げておられます農業生産といふことに關連をいたしまして、主として中小農家が構成をし組織をいたしております農業協同組合の問題でございしますが、この前の国会におきまして、一般法人と農業協同組合のやうな特殊法人との税は区分すべきではないかといふ質問に對しまして、大臣も本質的に考へる問題であると思つたので、この次の機会には十分考慮をしたいといふことであつた。今回の改正に際しまして一般法人が二〇%以上するのに對して、協同組合等特殊法人は三五に据置くといふことで一応の差はついたものであります。そこで私は非常に各國の政治家が困つてゐるといふ問題の解決の一助にもならぬ極めて小さい問題ではあると思ひます。伺いますと全徵稅額で四億程度といふことではあります。そのばんには乗つて来ない極めて小さな金額なのでございしますが、救われざる階級を救ふといふことは非常に重要な問題であつて、方法があれば考慮すべきだといふ大臣の御見解から参りますれば、少くとも現在まで課税を受けておらなかつたやうな、極めて零細農家の組織してゐる農業協同組合の

を打切ることにして差支えありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは質疑は終了したものといたしまして、休憩とすることに差支えございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(平沼彌太郎君) それでは休憩いたします。

午後一時三十五分休憩

〔休憩後開会に至らず〕

十一月二十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、財務法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

財政法、会計法等の財政関係法律の一部を改正する等の法律案

〔財政法の一部改正〕

第一條 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四條の次に次の二條を加える。

第十四條の二 国は、工事、製造その他の事業で、その完成に数年

を要するものについて、特に必要がある場合においては、経費の総額及び年割額を定め、予

め国会の議決を経て、その議決するところに従い、数年度にお

つて支出することができる。前項の規定により数年度にわた

つて支出することができる経費は、これを継続費という。

第十四條の三 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、予め国会の議決を経て、翌年度に繰り越して使用することが

ことができる。

前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰越明許費という。

第十五條第一項中「歳出予算の金額」の下に「若しくは繰越明許費の総額」を加える。

第十六條中「歳入歳出予算」の下に「繰越明許費」を加える。

第十七條及び第十八條第一項中の「歳出」の下に「繰越明許費」を加える。

第二十條第二項中「及び国庫債務負担行為要求書」を「継続費要求書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書(以下予定経費要求書等という。)」に改める。

第二十一條中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改める。

第二十二條中「歳入歳出予算」の下に「繰越明許費」を加える。

第二十三條中「その性質」の下に「従つて部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項に区分し」を加え、「部に大別し、且つ、各部中においてはこれを款項」を「これを項」に改める。

第二十五條を次のように改める。

第二十五條 継続費は、その支出に關係のある部局等の組織の別に区

分し、その部局内等においては、項に区分し、更に各項ごとにその総額及び年割額を示し、且つ、その必要の理由を明らかにしなければならぬ。

第二十八條第二号中「予定経費要求書及び国庫債務負担行為要求書」を「予定経費要求書等」に改め、同

條第九号を同條第十号とし、同條第八号の次に次の一号を加える。

九 継続費についての前年度末までの支出額、前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに事業の全体の計画及びその進行状況等に関する調査

第三十一條第一項中「歳入歳出予算」の下に「繰越明許費」を加え、同

條第二項中「歳入歳出予算」の下に「及び繰越明許費」を加える。

第三十二條中「歳出予算」の下に「及び繰越明許費」を加える。

第三十三條第一項本文中「歳出予算」の下に「又は繰越明許費」を加え、同條第三項中「第二項」を「前項に改める。

第三十四條第一項中「国の支出の原因となる契約その他の行為(以下支出負担行為という。)」に因る所要額については各省各庁ごとに、支出の所要額については支出担当事務職員ごとにこれを定め、支出負担行為又は「支出担当事務職員ごとに支出の所要額を定め」に改め、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為又は」及び「支拂計画は」を削り、同條の次に次の一條を加える。

第三十四條の二 各省各庁の長は、

第三十一條第一項の規定により配賦された歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為のうち、公共事業費その他大蔵大臣の指定する経費に係るものについては、政令の定めるところにより、当該歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為に基いてなす支出負担行為(国の支出の原因となる契約その他の行為をいう。以下同じ。の)の実施計画に関する書類を製作して、これを大蔵大臣に送付し、その承認を経なければならぬ。

大蔵大臣は、前項の支出負担行為の実施計画を承認したときは、これを各省各庁の長及び会計検査院に通知しなければならない。

第三十七條に次の一項を加える。

各省各庁の長は、その所掌の継続費に係る事業が完成した場合においては、大蔵大臣の定めるところにより、継続費決算報告書を作成し、これを大蔵大臣に送付しなければならない。

第三十九條及び第四十條第二項中「歳出決算報告書及び」の下に「継続費決算報告書並びに」を加える。

第四十二條中「毎会計年度」を「繰越明許費の金額を除く外、毎会計年度」に、「歳出予算のうち、第二十五條の規定により繰越について国会の承認を得た経費の金額及び」を「歳出予算の経費の金額のうち、」に、「終りなかつた経費の金額」を「終りなかつたもの(当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。)」に改める。

第四十三條第一項中「前條を」

十四條の三第一項又は前條但書に改め、同條の次に次の一條を加える。

第四十三條の二 継続費の毎会計年度の年割額に係る歳出予算の経費の金額のうち、その年度内に支出を終りなかつたものは、第四十二條の規定にかかわらず、継続費に係る事業の完成年度まで、繰次繰り越して使用することができる。

各省各庁の長は、前項の規定による繰越をしたときは、事項ごとにその金額を明らかにして大蔵大臣及び会計検査院に通知しなければならない。

前條第二項の規定は、第一項の規定により繰越をした場合に、これを準用する。

(会計法の一部改正)

第二條 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四條の次に次の一條を加える。

第四條の二 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員にその所掌の歳入の徴収に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所属の職員に前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員

に、歳入徴収官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（歳入徴収官が第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、歳入徴収官の事務の一部を分掌せしめることができる。

前四項の場合において、各省各庁の長は、当該各省各庁又は他の各省各庁に置かれた官職を指定することにより、その官職にある者に当該事務を委任し、代理せしめ又は分掌せしめることができる。

第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といひ、第四項の規定により歳入徴収官の事務の一部を分掌する職員は、これを分任歳入徴収官といひ、第五條中「官吏（国会の職員を含む。以下同じ。）で、法令の定めるところにより、これを徴収する資格を有する者（以下歳入徴収官といふ。）」を「歳入徴収官」に改める。

第十條中「財政法第三十四條」を「財政法第三十四條の二」に改める。

第十二條中「予算」を「歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四條」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

第十三條から第十三條の四までを次のように改める。

第十三條 各省各庁の長は、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に、前項の事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為担当官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為担当官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といひ、

算、継続費又は国庫債務負担行為のうち、同法第三十四條の二第一項に規定する経費に係るもの」に、「同法第三十四條」を「同項」に、「支出負担行為の計画」を「支出負担行為の実施計画」に改める。

担当官といふ。

第十三條の二 支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、政令の定めるところにより、支出負担行為の内容を表示する書類を第二十四條第三項に規定する支出官に送付し、当該支出負担行為が当該支出負担行為担当官に対し政令で定めるところにより示達された歳出予算、継続費又は国庫債務負担行為の金額に超過しないことの確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができる。この場合において、支出負担行為担当官が第二十四條第三項に規定する支出官を兼ねているときは、その確認は、自ら行わなければならない。

第十三條の三 各省各庁の長は、予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る支出負担行為の全部又は一部について確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に支出負担行為の確認を行わしめることができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出負担行為確認官（第一項又は前項の規定により支出負担行為

為の確認を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為確認官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為確認官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為確認官といひ、

為の確認を行う職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出負担行為確認官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けたときを含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出負担行為確認官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為確認官といひ、

第十三條の四 前條の場合において、支出負担行為担当官が支出負担行為をなすには、第十三條の二の規定にかかわらず、支出負担行為の内容を表示する書類を支出負担行為確認官に送付し、政令の定めるところにより、その確認を受け、且つ、当該支出負担行為が支出負担行為に関する帳簿に登記された後でなければ、これをなすことができる。

第十四條第二項中「確認」を「確認又は確認」に改める。

第十六條 「官吏」を「職員」に改める。

第十七條中「主任の官吏」を「主任の職員」に改める。

第十八條第一項中「官吏」を「職員」に改める。

第二十三條中「官吏」を「職員」に改める。

第二十四條から第二十五條の二までを次のように改める。

第二十四條 各省各庁の長は、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員に、その所掌に係る歳出金を支出するための小切手の提出又は国庫金振替書の交付に関する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員に前項に規定する事務を委任することができる。

各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、当該各省各庁所屬の職員又は他の各省各庁所屬の職員に、支出官（各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。）に事故がある場合（支出官が第四項において準用する第四條の二第五項の規定により指定された官職にある者である場合においては、その官職にある者が欠けた場合を含む。）におけるその事務を代理せしめることができる。

第四條の二第五項の規定は、前三項の場合に、これを準用する。

第三項の規定により支出官の事務を代理する職員を代理支出官といふ。

第二十五條 削除

第二十九條中「大蔵大臣に協議

して」を「政令の定めるところにより」に改める。

第三十八條中「官吏を」を「職員を」に改める。

第三十九條中「官吏が」を「職員が」に改める。

第四十條を次のように改める。

第四十條 各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、出納官吏、代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして現金又は物品の出納保管の事務を取り扱わしめることができる。

前項の規定により現金又は物品の出納保管の事務を取り扱う職員は、これを出納員という。

第四十條中「政令の定めるところにより」を削る。

同條の次に次の一條を加える。

第四十條の二 各省各庁の長は、必要があるときは、政令の定めるところにより、他の各省各庁所屬の職員を出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所屬の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏とすることが出来る。

前項の場合において、各省各庁の長は、特に必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、当該他の各省各庁所屬の職員を出納員とすることが出来る。

第四十七條中「小切手等認証官」を削る。

第四十八條中「第十三條の二の規定による認証」を「支出負担行為の認証又は認証」に改め、「第

二十五條の規定による認証」を削る。

第四十九條中「官吏」を「職員」に改める。

（会計法の一部を改正する法律の一部改正）

第三條 会計法の一部を改正する法律（昭和二十四年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則中第一項の項番号並びに第二項及び第三項を削る。

（公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律の一部改正）

第四條 公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律（昭和二十四年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「これを款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つて款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十一條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第十三條中「支出負担行為」を「公団の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）

第五條 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正す

る。

第五條第二項中「収入の性質及び支出の目的に従つて款及び項」を「収入にあつては、その性質に従つてこれを款項に区分し、支出にあつては、その目的に従つてこれを項」に改める。

第十五條の見出し中「支出負担行為計画及び」を削り、同條第一項中「その支拂の原因となる契約その他の行為（以下「支出負担行為」という。）に因る所要額及び」及び「支出負担行為又は」を削り、同條第二項中「支出負担行為又は」を削り、同條第三項中「支出負担行為及び」を削る。

第二十二條中「支出負担行為」を「公庫の支拂の原因となる契約その他の行為」に改める。

（各特別会計の歳入歳出予算の歳出予算の区分の特例）

第六條 政府の各特別会計の歳入歳出予算の区分については、各特別会計法の規定にかかわらず、歳出の目的に従つて項に区分するものとする。

附則

1 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。但し、継続費、歳出予算及び支出予算の区分並びに支出負担行為の実施計画に係る改正規定は、昭和二十七年年度の予算から適用する。

2 昭和二十六年度分以前の予算に係る歳出予算及び支出予算の区分については、なお従前の例による。

3 改正前の財政法第二十五條の規定により翌年度に繰り越して使用

することについて国会の承認を経た昭和二十六年年度の歳出予算に係る繰越については、なお従前の例による。

4 この法律施行前、改正前の会計法第十三條の二の規定による認証を受けた支出負担行為がこの法律施行の際まだ支出負担行為を了していないものについては、改正後の同法第十三條の二の規定による認証又は改正後の同法第十三條の四の規定による認証を受けたものとみなす。

5 この法律施行の際改正前の会計法又はこれに基く命令の規定により歳入徴収官、支出負担行為担当官及び支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員である者は、この法律施行後は、それぞれ改正後の同法の相当規定による歳入徴収官、支出負担行為担当官、支出官並びにこれらの者の代理官及び分任官並びに出納員になつたものとみなす。

6 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第十六号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第十七号を次のように改める。

十七 削除

第八條第七号中「支出負担行為」の下に「の実施計画」を加え、同條第八号を次のように改める。

八 削除

7 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第十四号を削り、同條第十五号を同條第十四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

8 電気通信省設置法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三條第十八号を削り、同條第十九号を同條第十八号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

9 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第一号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第二号中「第十三條の二第一項」を「第十三條第三項」に改め、同項第三号中「第二十五條第一項」を「第二十四條第三項」に改め、同項第四号及び第五号中「官吏」を「職員」に改め、同條第三項中「支出負担行為の認証（会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証）」を「支出負担行為の認証又は認証（会計法第十三條の二の規定による支出負担行為の認証）」に改める。

十一月二十四日本委員会に左の事件を付託された。

一、揮発油税軽減に関する請願（第一一〇八号）（第一二〇九号）（第一二一〇号）（第一二一七号）（第一二一八号）（第一二四七号）（第一二五八号）（第一二七一号）（第一二七六号）（第一二九一号）

一、かばん、ふくろ物類の物品税撤

廃に関する請願(第二二四六号)
一、生活協同組合に対する法人税免除の請願(第二二九四号)
一、株式配当所得に対する源泉課税の陳情(第二六七号)

第二二〇八号 昭和二十六年十一月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 大分市若松通り一四五
大分食糧運送株式会社
取締役社長 小原義仲
紹介議員 岩中 仁蔵君

揮発油に対し高額のガソリン税が課せられていたため、自動車輸送業の経営が苦境に追い込まれているばかりでなく、産業の振興と、民主の安定を阻害する結果となつてゐるから、税の均衡上と租税力の点から揮発油に対しては、電気ガス税率と同様一割程度の低率課税とされたいとの請願。

第二二〇九号 昭和二十六年十一月十八日受理
揮発油税軽減に関する請願(四通)

請願者 島根県那賀郡江津町大字郷田一、五一八ノ一
日本通運株式会社石見江津、支店内、井上 韓治

紹介議員 伊達源一郎君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二一六号 昭和二十六年十一月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 別府市大字別府九七五ノ一 東豊運送株式会社

杜取締役社長 八坂善一郎
紹介議員 松原 一彦君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二一七号 昭和二十六年十一月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 山形市香澄町宇大室寺五〇九第一貨物自動車株式会社取締役社長 酒井久三郎

紹介議員 泉山 三六君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二一八号 昭和二十六年十一月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 長崎市五島町一四長崎食糧運輸株式会社取締役社長 田中七之助

紹介議員 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二四七号 昭和二十六年十一月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 岐阜県古川町大字宇気多古城運輸株式会社取締役社長 小瀬友吉外四名

紹介議員 古池 信三君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二五八号 昭和二十六年十一月十九日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 福岡市極楽寺町三五福岡食糧輸送株式会社代表取締役 矢吹嘉康

二十日受理
揮発油税軽減に関する請願
請願者 長崎県北松浦郡志佐町浦免一、〇五四北松貨物自動車運送株式会社取締役社長 福田万太郎

紹介議員 藤野 繁雄君 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二七一号 昭和二十六年十一月二十日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町五七愛媛県自家用自動車組合内 鈴木真一

紹介議員 三橋八次郎君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二七六号 昭和二十六年十一月二十日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 横浜市西区高島通二ノ三〇東海運送株式会社取締役社長 中島為好

紹介議員 石村 幸作君
この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。

第二二九一号 昭和二十六年十一月二十日受理
揮発油税軽減に関する請願

請願者 福岡市極楽寺町三五福岡食糧輸送株式会社代表取締役 矢吹嘉康

紹介議員 片柳 眞吉君

この請願の趣旨は、第二二〇八号と同じである。
第二二四六号 昭和二十六年十一月十九日受理
かばん、ふくろ物類の物品税撤廃に関する請願

請願者 東京都台東区浅草蔵前一ノ二日本郵協会内

紹介議員 中川 以良君 黒田英雄君
かばん類は、輸出入を除いては国民生活の必需品で、ことに講和條約締結後においては、海外渡航者に絶対的必要品であり、輸出面においても有望な將來をもつてゐる。しかるにこれ等に課せられてゐる物品税は業者に致命的な打撃を與えてゐるから、かばん、ふくろ物類の物品税を撤廃せられたいとの請願。

第二二九四号 昭和二十六年十一月二十日受理
生活協同組合に対する法人税免除の請願

請願者 東京都中央区築地五ノ一日本生活協同組合連合会内 賀川豊彦

紹介議員 小村 政夫君
生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織体で、勤労大衆の生活安定と、生活文化の向上を目的としてできたもので、一般営利法人と其の性格を全く異にしている。また、米、電気、ガス料金等の値上りによつて生活協同組合の存在は、ますますその必要性を増している実情にあるから、生活協同組合に対する法人税は免除せられたいとの請願。

第二六七号 昭和二十六年十一月十八日受理
株式配当所得に対する源泉課税の陳情
陳情者 東京都中央区日本橋兜町山一証券株式会社社長 小池厚之助

証券投資信託制度は、資本蓄積の要望に依つて、着々その実績を挙げているが、伝えられてゐる株式配当に対する源泉課税が実施され、証券投資信託の信託財産に対しても同様の徴税が行われる場合、零細な大衆受益者にとつて大きな影響を與えるから、同課税の全額免除およびその収益交付金に対する源泉課税を取り止めるよう適當な措置を講ぜられたいとの陳情。